

令和 7 年度
一般競争入札による市有地払下げ

応募要項

●売払い物件

本宮市本宮字千代田 121 番 2
土地

●問い合わせ先

本宮市 財務部 財政課 契約管財係

電話：0243-24-5306

1 売払物件

売払物件は、次のとおり。

所在地	地目	公簿面積	最低売却価格
本宮市本宮字千代田 121 番 2	宅地	283.07 m ²	11,696,452 円 (41,320 円/m ²)

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者を入札参加資格者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する個人及び事務所又は事業所の法人登記を有する法人。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 国または地方公共団体及び本宮市より、本社または営業所等が入札参加資格の指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 自己または自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条の項目に該当しないこと。
- (6) その他法令に違反していないことまたは違反する恐れがないこと。

3 契約条件

本契約には以下の条件が含まれる。

- (1) 土地は現状のまま引き渡しをする。
- (2) 切売りではなく、土地全体一括で契約すること。
- (3) 当該土地に都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の規定による用途地域により建築できる建築物以外は建築してはならない。
- (4) 契約締結後、次の(ア)から(ウ)に該当する用途に供することを禁ずる。
 - (ア) 風俗営業用の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に掲げる風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条 13 項に規定する接客業務受託営業の用途
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する暴力団(その団体の構成員等を含む)の用途
 - (ウ) その他公序良俗に反する用途
- (5) 現状と公簿面積が符合しない場合は現状を優先するものとし、これを理由として契約の締結を拒むことはできない。
- (6) 都市計画法第 29 条など開発に伴う許認可の申請は落札者が行うこと。
- (7) 敷地内の電柱等について、開発等の事業を進めるにあたり、電柱等の移設、撤去が必要な場合は、土地の引き渡し後、落札者により電柱等の所有者に対して手続きを行うこと。
- (8) 落札者は、当該土地に隠れた瑕疵を発見しても、これを理由として契約締結の拒否、契約の解除、損害賠償の請求等を行えない。

(9)落札者は第三者への所有権移転、または売却物件に地上権、質権、使用貸借による権利、または地賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定を行い第三者に使用させる場合は、本契約条件に係る義務を第三者へ承継させなければならない。

4 物件の現地説明

入札参加希望者に対し、入札物件及び入札全般、契約等に関して次により現地確認を行う。

現地確認については、日程調整を行い、職員立会のもと実施するため、事前に下記要領で申請すること。

【現地確認申請要領】

- ・申請期間:令和7年10月7日(火)から令和7年10月17日(金)の午前8時30分から午後5時15分
 - ・申請方法:本宮市財務部財政課窓口、または電話にて申請し、現地確認当日に現地確認申請書を立会職員に提出する。現地確認申請書は、財政課窓口にて配布若しくは、本宮市ホームページよりダウンロードする。
 - ・現地調査期間:令和7年10月14日(火)から令和7年10月24日(金)の午前9時から午後4時まで
※正午から午後1時までを除く
 - ・集合場所:現地
 - ・持参物:本入札要項
- ※現地確認参加者は1事業所につき概ね3名までとする。
※現地確認は1事業者につき60分以内とする。
※現地確認を行わなくても入札に参加できるが、本入札に係る全ての事項を了知しているものとみなす。

5 入札参加者の資格の確認

- (1)入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書(以下「申込書」)を提出し、入札参加資格の確認を受けること。なお、期限までに申込書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができない。
- (2)入札参加資格の確認は、申込書の提出をもって行うものとする。

6 入札参加の手続

(1)入札参加申込用紙の入手方法

(ア)本宮市役所財務部財政課窓口にて配布

令和7年10月7日(火)から令和7年10月24日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ)本宮市ホームページよりダウンロード

URL (<https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/43/2025100700>)にて必要書類を公開する。

(2) 申込受付

(ア) 受付期間

令和7年10月7日(火)から令和7年10月24日(金)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで。

(イ) 受付場所

本宮市役所 財務部財政課(本宮市本宮字万世 212 番地 本宮市役所本庁舎 1 階)

(ウ) 提出書類

区分	提出書類	備考
全員	一般競争入札参加申込書	・使用する印鑑が印鑑登録のあるものとする
	誓約書	
	印鑑証明書	・1 か月以内に発行されたもの
個人	住民票	・1 か月以内に発行されたもの
	市町村税納税証明書	・1 か月以内に発行されたもの ・市街在住者は納税している自治体等で同様の証明書を 取得すること
法人	履歴事項全部証明書	・1 か月以内に発行されたもの
	市町村税納税証明書	・1 か月以内に発行されたもの ・市内に本店又は支店を有しない場合は、納税している 自治体等で同様の証明書を取得すること

(エ) その他

書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。郵送による場合、令和 7 年 10 月 24 日までの消印があるものに限り有効とする。なお、提出に係る費用は、申込者負担とし、提出書類は返却しない。

7 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果については、書面で入札日前に申込者に通知する。

参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。書類は令和 7 年 10 月 31 日(金)までに本宮市役所 財務部財政課へ持参提出すること。

提出があった場合、書面により回答する。

8 入札執行

売払物件の契約相手方は、入札により決定する。

(1) 入札日時及び持参物

・入札日時及び時間

令和 7 年 11 月 12 日(水) 午後 2 時 30 分より本宮市役所 3 階大会議室にて執行

・注意事項

①入札の受付は同日午後 2 時 00 分から市役所 3 階職員控室にて行う。

②一度入札会場へ入場したら入札終了までは退場できないものとする。

③入札保証金の納付手続きのため、入札執行の 15 分前までに受付を行うこと。

・持参物

- ①入札書②入札参加資格通知書
- ②委任状(代理出席の場合)
- ③印鑑(本人の場合は入札書と同一、代理人の場合は委任状と同一の印鑑とする)
- ④入札保証金(後記 9 に記載のもの)

(2) 入札方法

- ・郵送及び電送(ファックス、E メール)による入札は無効とする。
- ・開札は、入札締切後、直ちに行う。
- ・代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。
- ・入札者又はその代理人は、入札に際し他の入札者の代理人になれない。
- ・入札締切時刻までに入札会場に来ない場合、又は本宮市の指示する方法に従わない場合は、入札から除外する。
- ・入札に参加する資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ・入札保証金を納付またはこれに代わる小切手を提出しないものは入札から除外する。

(3) 落札者の決定及び契約締結

本宮市の予定価格以上で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。開札の結果、同価格の入札をした者が 2 人以上いるときには、当該入札者によるくじにより、落札者を決定する。落札者には、会場において契約手続き等の説明を行う。落札者は、落札の日から 7 日以内に売買契約を締結すること。

9 入札保証金

本宮市契約規則(平成 19 年 5 月 21 日規則第 139 号)第 6 条の規定により、入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて小切手(本宮市指定金融機関又は本宮市指定代理金融機関が振り出したもの又は支出保証したものに限る)により供しなければならない。なお、入札保証金から生じた利子は本宮市へ帰属するものとする。また、落札者が落札の日から 7 日以内に契約しないときは、入札保証金は本宮市に帰属する。落札者とならなかった者の入札保証金は、入札保証金を納付した時に発行した受領書と引き換えにその場で返還する。入札保証金は、契約保証金の一部に充当できるものとする。

10 契約保証金

本宮市契約規則第 33 条の規定により、契約者は、契約締結時に売買代金の 100 分の 10 以上の額を現金又は小切手(本宮市指定金融機関又は本宮市指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る)により納付すること。なお、契約保証金から生じた利子は本宮市に帰属するものとする。また、納期限までに売買代金を納付しないときは、契約は解除され契約保証金は損害金として本宮市に帰属する。契約保証金は、売買代金の一部に充当することができるものとする。

11 売買代金の納付等

契約者は、契約締結後 30 日以内に本宮市が発行する納入通知書により売買代金の全額を納付すること。

12 入札執行の延期及び中止

- (1)入札を取りやめ、又は延期する場合には、本宮市のホームページ上に掲示することにより公告する。
- (2)入札参加予定者には、別途通知する。

13 所有権の移転

- (1)所有権は、売買代金全額の支払いがあったときに移転するものとする。
- (2)所有権移転登記は、土地の引き渡し後、落札者の請求により本宮市が行う。
- (3)売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、落札者の負担となる。
費用額は、契約手続きの説明の際に伝える。

14 落札価格等の公表

落札者が決定し次第、入札結果として本宮市のホームページ上にて落札価格を公表する。

15 その他

その他不明な点については、下記の部署にお問い合わせください。

●本宮市 財務部 財政課 契約管財係（電話 0243-24-5306）

★物件概要

●土地

所在地	〒969-1151 福島県本宮市本宮字千代田 121 番地 2	
地目	宅地	
公簿面積	283.07 m ²	
都本宮市計画法及び 建築基準法に基づく 制限	用途地域	第一種住居地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
形状	整形	

●周辺環境

接道	西側公道 本宮市道千代田 2 号線 幅員 3.6m(総幅)	
ハザードマップ	河川：3.0m～5.0m未満の区域	
周辺地域の設備	電気	東北電力
	ガス	LP ガス
	水道	上水道:西側に 200 mmの本管 下水道:西側に 200 mmの本管
近隣の状況	付近施設:えぽか 本宮市役所まで約 650m まゆみ保育所まで約 750m 本宮まゆみ小学校まで約 900m 本宮第一中学校まで約 300m 医療法人慈久会 谷病院まで約 600m	
備考	・給排水設備の敷設により新たに引き込み工事をする場合等にかかる費用は落札者の負担とする。	

★物件案内図



写真

